# 新型コロナウイルス感染症危機対策室 (防災危機管理局扱い)

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

2月25日に発表された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、 つぎのとおり対応しますので、ご報告します。

記

## 1 市が主催、共催等するイベント・集会等の中止又は延期について

つぎのいずれかに該当するイベント・集会等は原則、中止又は延期を検討します。 2月26日から3月31日までのものを対象とします。

- ・不特定多数の方が集まるもの(市外や他府県から集まるなど)
- ・ 高齢者、基礎疾患等のある方 (糖尿病、慢性肝疾患、慢性腎疾患等)、妊婦が 集まるもの
- ・握手や対面でのグループワーク、歌唱、食事会などのプログラムがあるもの
- ・視察や見学など集団で遠方にバス移動するもの
- ・屋内外を問わず人が密集するもの
- ※上記項目に該当しないもの、プログラムの変更で対応可能なもの、試験や卒業式 など日程の変更が困難なものについては、感染予防対策を講じた上で実施するも のがあります。

#### 2 職員のマスク着用及びアルコール消毒液の設置について

市施設内での市民及び職員の感染予防を目的として、窓口対応や訪問等を行う職員 については、マスクを着用して対応いたします。また、市が管理・運営する施設の 入口付近にアルコール消毒液を設置いたします。

## 3 市施設使用料の還付について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、主催者が催し等を中止して予約を取り消した場合、施設使用料の全額を還付します。対象は令和2年2月20日以降の催し等で、取消しの申込期限は3月31日までとします。なお、開催日が4月以降のものも対象とします。

以 上